

第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、その中核を担う行政（米子市及び関係機関）と所有者等（所有者・保存会・管理者など）、地域（地域住民、公民館など）、専門家並びに（仮称）米子市保存活用地域計画協議会による以下の体制を構築します。

保存・活用の推進体制

（令和5（2023）年9月現在）

1 行 政
米子市
<p>経済部文化観光局文化振興課 課長 1 名</p> <p>史跡整備推進室（5名）</p> <p>業務内容：米子城跡・尾高城跡などの史跡整備活用、管理に関すること。</p> <p>山陰歴史館などの管理運営（指定管理）に関すること。</p> <p>所管施設：史跡米子城跡、史跡尾高城跡、山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター、上淀白鳳の丘展示館など</p> <p>文化財担当（4名）</p> <p>業務内容：歴史文化遺産の調査、指定文化財の指定、歴史文化遺産の保存及び活用、歴史文化遺産の保護事務に関すること（教育委員会補助執行）</p> <p>職 員：9名 内訳 室長 1 名、文化財専門職員 3 名、任期付職員 1 名、事務 4 名</p> <p>文化振興担当（4名）</p> <p>業務内容：芸術・文化振興に関すること。美術館、文化ホール、公会堂、淀江文化センター、文化活動館に関すること。</p> <p>経済部文化観光局観光課</p> <p>業務内容：観光計画、観光資源、観光施設、観光宣伝、観光客誘致、観光行事に関すること</p> <p>総務部防災安全課</p> <p>業務内容：防災・災害対策に関すること など</p> <p>総合政策部総合政策課総合戦略室</p> <p>業務内容：総合計画、市政の重要施策の企画立案に関すること。まちづくり戦略本部 など</p> <p>総合政策部地域振興課自治振興担当</p> <p>業務内容：市民参画・協働による地域まちづくりの推進 など</p> <p>総合政策部淀江振興本部淀江振興課</p> <p>業務内容：淀江地域の産業振興・観光に関係すること。</p> <p>伯耆古代の丘公園に関すること など</p> <p>都市整備部建設企画課企画調整室</p> <p>業務内容：国土強靱化、部の企画調整に関すること など</p> <p>教育委員会生涯学習課</p> <p>業務内容：社会教育施設の管理運営に関係すること な</p>

関係機関、施設等(国、県、関係市町村)	
文化庁	鳥取県立むきばんだ史跡公園
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	西部広域行政管理組合米子消防署
鳥取県文化財局文化財課・とっとり弥生の王国推進課	鳥取県警米子警察署
鳥取県埋蔵文化財センター	境港市生涯学習課
鳥取県公文書館	大山町観光課
鳥取県立博物館	日吉津村・南部町・伯耆町
指定管理者等(指定管理に係る公の施設)	
一般財団法人米子市文化財団（米子市埋蔵文化財センター・埋蔵文化財調査室、米子市福市考古資料館、米子市立山陰歴史館、米子市美術館、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館）、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団（米子水鳥公園、米子水鳥公園ネイチャーセンター）	

2 地 域
公民館、自治会
啓成、明道、就将、義方、住吉、車尾、加茂、河崎、福生東、福生西、福米東、福米西、彦名、夜見、富益、崎津、大篠津、和田、五千石、尚徳、永江、成実、巖、春日、大高、県、淀江、大和、宇田川公民館、各自治会
市民団体等
就将の宝探訪会、淀江の魅力発見の会、夜見町伝承文化保存会、ふるさと探検隊（福生東）等

3 所有者等
<ul style="list-style-type: none"> ・寺院、神社 ・団体（保存会等）：弓浜緋保存会、米子盆踊保存会、米子市トンド保存会、淀江さんご節保存会、日吉神社神幸神事保存会、よいとまかせ保存・伝承の会、米子歌舞伎保存会、イタダキ伝承の会等 ・個人、集落等

4 専門家
審議会・委員会等
米子市文化財保護審議会 史跡米子城跡整備検討委員会 歴史館運営委員会 ・歴史館（山陰歴史館、福市考古資料館、上淀白鳳の丘展示館）の運営に関する事項
大学・研究機関等
鳥取大学、米子工業高等専門学校
文化財保護指導委員

鳥取県文化財保護指導委員 ・取組内容：市内歴史文化遺産の巡視
NPO法人等
米子市観光協会、一般社団法人米子観光まちづくり公社、日本遺産大山山麓魅力発信推進協議会、NPO法人夢蔵プロジェクト、彼岸花の里づくりプロジェクト実行委員会等

5 (仮称)米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会
・文化財保存活用地域計画の進捗管理及び見直しに関する協議 ・文化財保存活用地域計画の実施に係る情報共有、協議、調整、その他必要な事業の推進 等

2 各主体の役割及び体制整備の方針

歴史文化遺産の保存と活用の将来像の実現に向けては、前項に示す各主体がそれぞれの役割を担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから、以下の役割分担及び体制整備の方針のもとに本市の歴史文化を活かしたまちづくりに取組みます。

(1) 行政

文化観光局文化振興課は、本計画を確実に実行していくための中心となる主体であることから、各主体への働きかけ及び調整、支援を行うとともに、歴史文化遺産の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進め、必要な制度設計及び財源措置などに取組みます。さらに、専門家の指導・助言・協力のもと歴史文化遺産の計画的な調査研究を行い、必要に応じて保存のための指定、公開活用のための整備など、歴史文化を活かすまちづくりの措置に積極的に取組みます。また、地域や所有者等が、米子の歴史文化に対する認識を深めていけるよう普及啓発活動を行うとともに、それぞれが保存・活用の担い手となるべく適切な情報発信及び支援に取組みます。これらの役割を円滑に進めるために以下の体制整備の方針を定めます。

<体制整備の方針①>文化財専門職員の人材確保

米子城跡や尾高城跡などの史跡整備に伴う調査研究・保存整備のための専門的な事業量が増大しています。また、史跡・埋蔵文化財以外についても、所有者や寺社などを巡る社会状況の変遷に伴い課題が発生しており、保護の取組みを強化していく必要があります。このため埋蔵文化財も含めた専門職員体制を指定管理者との連携も含め計画的に進めます。

<体制整備の方針②>庁内及び庁外行政機関との連携強化

本市の文化財保護行政は長らく歴史文化遺産の保存に軸足を置いてきましたが、歴史文化を活かすまちづくりを推進するために観光振興、教育、産業振興などの部局との関係を密接にすることを目指します。このため関係部署を交えた庁内連絡会議を設置するなど全庁的な推進体制を構築します。

また、国（文化庁）、鳥取県、関係市町村（隣接する境港市など）の行政機関とも歴史文化遺産の保存・活用に関する共通認識を形成するために情報交換などを行う場を設けます。

（２）地域

地域住民は、身近な歴史文化遺産に直接触れることが出来ます。それらの歴史文化遺産が自分たちに共有の地域資産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取組みへの参加、協力を通じて地域に愛着と誇りを持ち、一人ひとりが歴史文化を支える担い手となっていただけるよう理解を促進する必要があります。一方、公民館は地域住民と接し、地域の特性を活かしたまちづくりの中核を担う組織のひとつです。文化振興課や市民団体、専門家との連携のもと、地域の歴史文化について、地域住民が学ぶ自主的な活動を支えています。また、市民団体などは、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを活かしながら得意分野の担い手として歴史文化遺産の保存・活用に寄与することが期待されます。

＜体制整備の方針③＞ 地域住民の参加による保存・活用のための取組み

地域に根差した歴史文化遺産の保存・活用を推進していくため、行政・専門家などの支援を受けながら地域住民、公民館や市民団体が主体となって探究・情報発信に取り組む体制を強化します。

（３）所有者等

歴史文化遺産の所有者・管理者は、本市の歴史文化を体現する歴史文化遺産を管理することの重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組んでいます。そのため、行政及び地域との連携のもと、歴史文化遺産の防災・防犯対策を徹底します。一方、観光振興や地域の魅力づくりなどに資する歴史文化遺産の活用や公開についても、保存管理及び防災・防犯、プライバシー保護を前提として参加、協力します。

＜体制整備の方針④＞所有者等としての歴史文化遺産保存・活用の取組み

自らが所有する歴史文化遺産の持続的な保存管理及び活用を進めていくため、行政並びに専門家からの情報提供や支援を積極的に活用します。また、鳥取県が主催する文化財所有者研修会への参加を通して、共通の悩みを持つ所有者同士や地域、各種団体との横のつながりによる連携・協力体制の構築を目指します。

（４）専門家

歴史文化やその他の分野（自然環境、景観、まちづくり、防災など）の専門家（大学等研究機関など）は、行政と連携して本市の歴史文化に関わる様々な観点から調査研究を行い、その調査成果を所有者及び地域へ発信します。市から認定された歴史文化遺産保存活用支援団体は、各主体の歴史文化を活かすまちづくりの取組みに対して、専門的な指導・助言と技術的支援を行い、地域における取組みを主導していくことが期待されます

＜体制整備の方針⑤＞ 多様な専門的支援・協力体制の構築

歴史文化の専門家のみならず自然環境、景観、防災、地域経済、まちづくりなどの各種専門家が、歴史文化遺産を取り巻く様々な状況や課題の解決に対応すべく、各主体に指導及び助言、協力などの技術的支援を行っていくための連携体制を整えます。

＜体制整備の方針⑥＞ 歴史文化遺産保存活用支援団体の認定

歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、本市の歴史文化遺産の保存・活用に取り組む団体を、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体（法第192条の2・文化財保存活用支援団体）と

して認定します。

(5) (仮称)米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会

<体制整備の方針⑦> (仮称)米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会の設置

本計画の進捗管理及び見直しに関する検討を多角的に行うため、地域、所有者等、専門家と行政を代表するメンバーで構成する地域計画協議会を新たに設置します。

